

南丹市議会基本条例

○南丹市議会基本条例

平成28年10月14日
条例第38号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 議会の活動原則(第6条・第7条)
- 第3章 議案及び政策の審議並びに調査(第8条—第15条)
- 第4章 市民との情報共有(第16条)
- 第5章 市民参加の促進(第17条・第18条)
- 第6章 議員間討議及び政策提案(第19条—第23条)
- 第7章 議員の政治倫理及び議員報酬(第24条・第25条)
- 第8章 議会事務局等の充実(第26条・第27条)
- 第9章 見直し手続(第28条・第29条)

附則

南丹市民(以下「市民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される南丹市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制の下、その一翼を担い、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との持続的かつ適切なる緊張関係を保持し、市民の意思を的確に市政に反映させるために、最良の意思決定を行うことにより、市民の負託に応え、南丹市の発展と市民福祉の向上を図る責務を有している。

地方分権の時代を迎え、自治体の自治の範囲が拡大し、その自己決定、自己責任の範囲も拡大する中で、議会の果たすべき役割は、ますます大きくなっている。

議会は、こうした時代変革を認識し、さまざまな議会運営の改革と改善に取り組んできたが、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組をより確かなものにするため、積極的な情報公開による市民との情報共有、議会活動への市民参加の推進、議員間の自由討議の展開などの取組を進め、市の最高意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、真の地方自治の実現のために全力を挙げることを決意し、最高規範である本基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、真に市民の負託に応え、市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長
(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会の最高規範としての位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会の位置付け)

第4条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策立案機能及び政策提言機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

(議長・副議長の選出)

第5条 市民に開かれた議会の実現のため、議長及び副議長の選出については、その選出過程を透明化することを目的として、立候補制をとるものとする。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第6条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

南丹市議会基本条例

2 議会は、情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由などを市民に対し説明する責任を果たさなければならない。

3 議員は、常に自らの資質の向上と研鑽に努めなければならない。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案、政策決定及び政策提言等のために調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議案及び政策の審議並びに調査

(議会の議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項については、別に条例で定める。なお、議事機関としての機能強化のため、議決事件の拡大に努めるものとする。

(政策提案の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、その審議の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 政策等の背景、目的及び効果

(2) 総合振興計画等における根拠又は位置付け

(3) 政策等に関係ある法令及び条例等

(4) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算の内容

(質問)

第10条 議員は、本会議において、代表質問、一般質問及び緊急質問(以下本条において「質問」という。)を行うことができる。

2 議員は、質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。

3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。

(反問権)

第11条 本会議及び委員会において、議員の質問に対し、答弁をする者は、論点を明確化し、議論を深める目的で反問することができる。

(発言の取消し勧告)

第12条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

(文書質問)

第13条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。

3 議長は、第1項の規定により文書質問を行う場合においては、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(附帯決議等への対応)

第14条 議会は、本会議又は委員会において可決した附帯決議について、市長等に対し、最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告するよう求めることができる。

(政務活動費)

第15条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るために交付される政務活動費の執行にあたっては、南丹市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年南丹市条例第1号)を遵守しなければならない。

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

第16条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及びその他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

3 議長は、議会における決定事項について、積極的な情報の発信に努めなければならない。

4 議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場を設けることに努めなければならない。

南丹市議会基本条例

第5章 市民参加の促進

(公聴会等)

第17条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、広く市民や有識者の意見を聞き、討論に反映させるよう努めるものとする。

(市民意見の反映)

第18条 議会は、議員が提案する条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

2 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見表明の機会を設けることができる。陳情と要望は、委員会の判断により、配布するだけでなく審議することができる。

第6章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第19条 議員は、委員会等の会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議に努めなければならない。

2 委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

(政策提言等)

第20条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間討議を行い、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

(調査機関の設置)

第21条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会意見の尊重)

第22条 議会は、市長等が行う予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するよう求めることができる。

(議員研修)

第23条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

第7章 議員の政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第24条 議員は、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第26条 議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

3 議長は、議会の活動を支援することができる資質を備えた市職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請することができる。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するため図書等の充実に努めるものとする。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第28条 議会は、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。